

条件変更の手続（眼鏡等）

視力の変化による眼鏡等の条件変更・解除が必要な場合等の手続です。
視力検査を実施し、変更・解除を行います。

受付場所・日時

- 広島県運転免許センター・東部運転免許センター

日曜日（祝日と重なる場合を含む。）から金曜日 8：30 ～ 17：00

※ 土曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

- 住所地を管轄する警察署等

月曜日から金曜日 9：00 ～ 12：00 および 13:00 ～ 16:00

※ 土曜日、日曜日、祝日、振替休日、12月29日から翌年1月3日の間は手続できません。

※ 下記の警察署では手続できません。

広島中央、広島東、広島西、広島南、安佐南、安佐北、佐伯、廿日市
尾道（因島分庁舎を除く。）、福山西、福山東

持参物

- 運転免許証・マイナ免許証

※ 運転免許証とマイナ免許証の双方を保有している方は、どちらも持参してください。

その他

- ・ サポートカー限定条件の付与等については、運転免許センターへご相談ください。